

【 まちの将来像5 】

都市活力がみなぎる便利で快適なまち

1 施策の概要

1	施策	5-1	地域産業を基盤強化し雇用を充実する
2	対応するSDGs		
3	施策の方向性	<p>本市の農林業は、都市近郊立地の特性をいかし、都市と農村の交流を基軸とした地産地消の取組や、適切な森林整備を促進するとともに、地域ぐるみでの営農や市民、企業等の新たな担い手を育成します。</p> <p>また、商店街が便利で楽しみのある場所として、買い物客や地域住民で賑わい、市内企業が安定的に事業を継続し、成長を遂げるなど、活力あふれるまちづくりを進めていきます。</p> <p>事業所の人材確保や、就職困難者・不安定な就労を余儀なくされている人の能力と希望に応じた就労を支援するとともに、働き方改革を推進し、働く人々が安心して、いきいきと働くことができる環境づくりと育成された人材が活躍できる活力がみなぎるまちづくりを進めていきます。</p>	
4	取組	5-1-1	都市と農村の交流活動等による農林業振興
		5-1-2	商業の活性化
		5-1-3	企業活動への支援
		5-1-4	地域経済の成長を先導する事業者の創出・育成
		5-1-5	雇用・就労の支援
		5-1-6	働き方改革と勤労者福祉の推進



2 新規・拡充事業等

1	事業名	5-1-1	新規農業者養成事業	担当課		
	目的	大阪府等と連携し、都市住民等を対象とした農業はじめ隊に専門知識を習得できるコース等を新設し、就農者育成、農家への援農や新規就農に結びつける。また、一定の営農技術を取得しているものに対し、農地中間管理事業を活用し、農地の取得や国の給付金を活用して、農業経営をサポートする。			農林課	
	内容	農業はじめ隊などの農業体験を実施し、参加者の中で営農志望者には適宜技術的支援などを行う。 また新規就農者となった者には、国の給付金を活用した支援を実施し、集落営農活動に対しては、実質化に向けた人・農地プランの検討・策定を行う。			方向性	R4 拡充
2	事業名	5-1-1	新しい農業施策構築に向けたモデル事業の実施	担当課		
	目的	新しい農業施策を構築・展開するため、基礎調査をもとに、地域農業者とともにモデル事業を検討・実施する。			農林課	
	内容	基礎調査をもとに、新規就農者や準農家登録者によるグループ販売、新たな作物（ゴマ）の新規生産者の開拓及び共同販売を実施する。また地域農業者や認定農業者への準農家、就農希望者の受け入れ体制の検討を行なう。			方向性	R4 継続
					R5 継続	
					R6 継続	
3	事業名	5-1-1	ふれあい農園管理事業	担当課		
	目的	市において開園している市民農園の管理運営について、農の魅力発信や運営の効率化を図るため、令和5年度より民間活力の導入を目指す。			農林課	
	内容	引き続き5農園での入園者の募集や利用者向けの講習会を開催する。 また各農園における日常の管理運営を行うと共に、令和5年度に向け、指定管理者制度も含めた運営検討を行う。			方向性	R4 継続
					R5 拡充	
					R6 継続	
				R7 継続		
				R8 継続		

4	事業名	5-1-2	産業活性化プロジェクト促進事業	担当課	
	目的	市内で事業を営むものが実施する市内産業の活性化につながる事業に対し、市が補助金を交付することにより、民間の主體的な取組を促進し、もって市内産業の振興及び地域経済の活性化を図る。		商工労政課	
	内容	感染症の影響を受けるイベント開催を支援するため、令和4年度に実施するイベント事業に限り、補助交付回数及び感染対策に係る補助を拡充する。		方向性	
				R4	臨時拡充
				R5	継続
R6				継続	
5	事業名	5-1-2	商店街・小売市場振興事業	担当課	
	目的	市内の商店街及び小売市場が行う商業振興事業に対し、市が補助金を交付することにより、市内商店街及び小売市場の活性化を促進し、もって商業の振興を図る。		商工労政課	
	内容	感染症の影響を受けるイベント開催を支援するため、令和4年度に実施するイベント事業に限り、感染対策に係る補助を拡充する。		方向性	
				R4	臨時拡充
				R5	継続
R6				継続	
6	事業名	5-1-2	キャッシュレス化の推進に向けたポイント還元事業	担当課	
	目的	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、非接触型決済による新しい生活様式の実践を図る。		商工労政課	
	内容	指定キャッシュレス事業者の二次元コード(4社)決済額の20%をポイント還元することにより、キャッシュレス決済を推進する。(期間中1社あたり上限3,000円)		方向性	
				R4	臨時拡充
				R5	継続
R6				継続	
7	事業名	5-1-2	ECサイト制作等に対する支援	担当課	
	目的	市内企業においては、新型コロナウイルスの影響による売上の減少や社会経済情勢の変化、少子高齢化社会による国内マーケットの縮小など、安定的な事業継続が困難な状況である。このような背景からインターネットを通じて国内及び海外へ販路を拡大することにより、市内事業者の活性化を図る。		商工労政課	
	内容	ECサイトの初期導入費用(国内ECモールへの出店費用等)や海外貿易に係るコンサルタント費用を対象に市が補助金を出すことにより支援を行う。		方向性	
				R4	継続
				R5	継続
R6				継続	
8	事業名	5-1-3	新しい生活様式に対応する事業者への支援	担当課	
	目的	飲食店の業態転換など「新たな生活様式」への対応を行い事業継続を図る市内事業者に対し、支援を行う。		商工労政課	
	内容	テレワーク環境の整備、デリバリーまたはテイクアウトサービスの実施に係る経費、感染症対策に係る経費の一部を補助する。		方向性	
				R4	継続
				R5	継続
R6				継続	
9	事業名	5-1-3	キャッシュレス決済導入等に対する補助	担当課	
	目的	市民の利便性向上と「新しい生活様式」における非接触型決済を推進する。		商工労政課	
	内容	市内中小企業者・個人事業主(国の事業再構築補助金及び小規模事業持続化補助金の採択を受けている者を除く)に対してキャッシュレス決済にかかる機器の導入経費を補助する。		方向性	
				R4	臨時拡充
				R5	継続
R6				継続	

10	事業名	5-1-5	就労支援フェア（オンライン版）	担当課	
	目的	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、集合型のフェアの開催にあたり、人数制限を行う必要があり、これまでの参加実績を下回る状況があるため、オンライン開催を検討する。		商工労政課	
	内容	集合型のフェアに加え、ZOOM等を利用したオンライン上での面接会、セミナーを実施する。		方向性	
				R4	拡充
				R5	継続
R6				継続	
				R7	継続
				R8	継続
11	事業名	5-1-6	労働セミナー、勤労者スキルアップセミナーのe-ラーニングでの実施	担当課	
	目的	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、集合での実施を避け、受講時間・受講場所の影響を受けないe-ラーニング形式でセミナーを開催する。		商工労政課	
	内容	既存（民間）のプラットフォームを利用してe-ラーニングを実施する。		方向性	
				R4	新規
				R5	継続
R6				継続	
				R7	継続
				R8	継続

1 施策の概要





1	施策	5-2	地域特性をいかした計画的な都市づくりを推進する
2	対応するSDGs	  	
3	施策の方向性	<p>広域的な都市基盤施設の充実に図るとともに、計画的な市街地整備や地域特性をいかした土地利用の誘導を図り、強み(ポテンシャル)をいかした整備を推進します。また、限られた資源を有効に活用し、省エネルギー型の都市をめざすとともに、住、働、学、憩という都市において行われる機能を備えた都市づくりを進め、活力と魅力の増進に取り組みます。</p>	
4	取組	5-2-1	計画的な都市基盤整備や市街地整備
		5-2-2	彩都の都市づくり
		5-2-3	適切な開発や建築物・土地利用の誘導

2 新規・拡充事業等

1	事業名	5-2-1	都市計画マスタープランの改定及び立地適正化計画の中間見直し	担当課	
	目的	社会経済情勢の変化や市民ニーズ等を踏まえ、都市計画マスタープランと立地適正化計画の改定・見直しを行い、将来を見据えた都市づくりの方向性を示す。		都市政策課	
	内容	<p>①都市計画マスタープランの改定として、基礎データや市民アンケートの整理・分析、都市づくりプラン・都市構造の確認・検証等を行う。</p> <p>②立地適正化計画の中間見直しとして、防災指針の策定、都市機能誘導区域・施設の検証、施策の進捗状況・指標の確認等を行う。</p>		方向性	
				R4	新規
				R5	継続
R6				完了	
				R7	
				R8	
2	事業名	5-2-1	南目垣・東野々宮土地区画整理事業の推進	担当課	
	目的	広域幹線道路沿道にふさわしい土地利用を推進し、地域のにぎわいづくりや活性化を図る。		都市政策課	
	内容	①南目垣・東野々宮土地区画整理事業への補助を行う。		方向性	
				R4	継続
				R5	完了
R6					
				R7	
				R8	
3	事業名	5-2-2	彩都建設推進事業	担当課	
	目的	大阪の活性化・発展に向けて、大阪府、茨木・箕面市、都市再生機構、民間事業者、経済団体、大学、研究機関、公益団体などの産学官が連携して、魅力と活力のある複合機能都市「彩都」の形成に取り組む。		北部整備推進課	
	内容	<p>①東部地区の残りのエリアの事業化に向けた取組を支援する。</p> <p>②東部地区A及びC区域の事業推進に向けた取組を支援する。</p>		方向性	
				R4	臨時補充
				R5	継続
R6				継続	
				R7	縮小
				R8	継続

4	事業名	5-2-3 大規模盛土造成地変動予測調査の実施	担当課	
	目的	市民の皆様に大規模造成地の存在に関心を持っていただくとともに、大規模な地震に備えて地域防災に対する意識を高めてもらう。	審査指導課	
			方向性	
	内容	大規模盛土造成地に係る地震等への対策を進めるため、変動予測に係る現地踏査と優先度評価等を行う。	R4	完了
			R5	
			R6	
R7				
		R8		

1 施策の概要

1	施策	5-3	良好で住みよい都市づくりを推進する
2	対応するSDGs	   	
3	施策の方向性	<p>市民、事業者等による開発や施設の管理が良好な環境を形成することを基本に、住みよいまちを創るため、計画の共有、ルール作成、適正な運用と適時適切な見直し、住民への支援などを行うほか、低炭素型で誰にもやさしい福祉のまちづくり、緑地の適正な保全と緑化を推進し、みどりをいかしたうらおいのある環境づくりを進めるとともに、安全で快適な住環境や美しい街並みが魅力的で将来にわたり住み続けたいまちをめざします。また、今後も増加すると懸念される空家については、所有者への働きかけを行うほか、まちづくりへの活用をめざします。</p>	
4	取組	5-3-1	快適で良好な住環境の形成
		5-3-2	都市におけるみどりの形成
		5-3-3	良好な景観の保全と創造
		5-3-4	良好な住宅ストックの形成
		5-3-5	危険家屋・老朽マンション対策
		5-3-6	公的住宅の改善・充実




2 新規・拡充事業等

1	事業名	5-3-1	バリアフリー化推進事業（ソフト）	担当課	交通政策課	
	目的	茨木市バリアフリー基本構想に基づき、関係機関と連携を図りながら重点整備地区における面的・一体的なバリアフリー化を推進する。			方向性	R4 縮小
	内容	①バリアフリー基本構想に基づく各種取組の進行管理を行う。 ②バリアフリーマップを更新する。			R5	臨時拡充
					R6	縮小
					R7	継続
R8	臨時拡充					
2	事業名	5-3-1	バリアフリー化推進事業（ハード）	担当課	道路課	
	目的	バリアフリー基本構想及び特定事業計画に基づき、重点整備地区の道路などバリアフリー化に取り組む。			方向性	R4 継続
	内容	市道東奈良二丁目西線の整備を進める。			R5	継続
					R6	継続
					R7	継続
R8					継続	
3	事業名	5-3-2	元茨木川緑地リ・デザイン事業	担当課	公園緑地課	
	目的	3つの基本方針に沿って「モトイバの眠っている価値」の向上を目指すとともに、市民会館跡地エリア整備事業に併せ、茨木神社横～消防本部前交差点までの区間の再整備を進める。			方向性	R4 継続
	内容	①元茨木川緑地の魅力向上を図る取組を行う。 ②茨木神社横から消防本部前交差点区間の再整備を行う。			R5	継続
					R6	継続
					R7	継続
R8					継続	

4	事業名	5-3-2	公園等再整備事業	担当課	
	目的	子どもや高齢者をはじめ、誰もが安全で安心して利用できる場を提供することにより、地域の活性化を図るものであり、長寿命化計画および遊具の安全点検結果をもとに地域のニーズにマッチした遊具・公園への再整備を進めていく。		公園緑地課	
	内容	①遊具更新等の公園再整備を行う。 ②実施設計を行う。 ③長寿命化計画の見直しを行う。		方向性	
				R4	臨時拡充
				R5	臨時拡充
R6				拡充	
R7	継続				
R8	継続				
5	事業名	5-3-2	公園樹木維持管理基本方針策定事業	担当課	
	目的	樹木健全度調査を踏まえ、適正な維持管理を行うことにより、管理コストの削減を図るとともに、樹木倒木被害を 방지、みどりの基本計画で掲げている「人もちで 緑を育て 緑が育む ほっといばらき」の実現を目指す。		公園緑地課	
	内容	①都市公園における樹木の健全度調査(樹木診断)を実施する。 ②公園の標準的な維持管理の基本方針として樹木適正化管理指針を策定する。		方向性	
				R4	新規
				R5	完了
R6					
R7					
R8					
6	事業名	5-3-2	公園利活用等検討事業	担当課	
	目的	公園の賑わい創出のため、民間事業者等による公園の管理運営の可能性の検討や、市民主体による公園活用の仕組みの構築を行う。		公園緑地課	
	内容	①先進市視察や事例研究、民間事業者等へのヒアリングを行う。 ②公園の運用に関する条例改正等の仕組みづくりを行う。 ③公園におけるイベント等の社会実験を推進する。 ④公園利用促進のためのプロモーションを行う。		方向性	
				R4	拡充
				R5	継続
R6				継続	
R7	完了				
R8					
7	事業名	5-3-2	公園トイレの環境改善(洋式化等)	担当課	
	目的	公園のトイレの環境改善		公園緑地課	
	内容	公園トイレの洋式化等を進めるとともに、多目的トイレの設置工事を実施する。		方向性	
				R4	継続
				R5	継続
R6				完了	
R7					
R8					
8	事業名	5-3-3	中心市街地等における景観形成の推進	担当課	
	目的	中心市街地を面的に捉え、各拠点を結ぶ東西軸を中心に、デザインの質の向上を図り、街の賑わいを創出し、「歩いて楽しいまちなか」を形成することにより、面的な活性化を目指す。		都市政策課	
	内容	①<東西軸>魅力的な通りの指針となるデザインガイドラインの策定及び景観計画の見直しを行う。(R4:滞留空間創出等に係る社会実験等の費用を臨時拡充) ②<在郷町エリア>町家等の歴史・文化的資源を活かした景観まちづくりに向けた愛着醸成の取組を行う。 ③<屋外広告物>本市の特徴等を踏まえた独自の屋外広告物条例を制定する。		方向性	
				R4	臨時拡充
				R5	完了
R6					
R7					
R8					
9	事業名	5-3-4	居住施策の推進	担当課	
	目的	住まいの維持に関する知識や関心を高め、適時適切な修繕やリフォームの実施により、質の高い中古住宅の流通も含めた、住まいの持続や暮らしやすさの向上につなげる。		居住政策課	
	内容	①ホームページ等による情報提供の充実を図る。 ②不動産団体等と意見・情報交換を行う。 ③制度等の啓発を行う。 ④居住施策の進行管理を行う。		方向性	
				R4	継続
				R5	継続
R6				臨時拡充	
R7	縮小				
R8	継続				

10	事業名	5-3-4	住宅セーフティネットの体制構築	担当課	居住政策課	
	目的	住宅確保要配慮者の住まいの確保に向けて、住まいにおける入居支援を充実させる。			方向性	
	内容	①不動産会社等への啓発を行う。 ②入居支援の担い手を検討する。 ③住まい探し相談会を開催する。			R4	継続
					R5	継続
					R6	継続
R7					継続	
				R8	継続	
11	事業名	5-3-5	空家等対策事業	担当課	居住政策課	
	目的	空家所有者への啓発や情報提供により空家等の適切な管理を推進するとともに、利活用につながりやすい環境を整備する。			方向性	
	内容	①空家所有者への適正管理につながる情報提供を行う。 ②特定空家に対する措置を実施する。 ③空き家バンクの運用を行う。 ④空家活用提案事業を実施する。 ⑤空家等対策計画の見直し・改定を行う。			R4	拡充
					R5	縮小
					R6	臨時拡充
R7					縮小	
				R8	継続	
12	事業名	5-3-5	分譲マンションの主体的な維持管理の推進	担当課	居住政策課	
	目的	分譲マンションの課題を把握するとともに、法に基づく助言・指導等を行う体制を構築することにより、管理組合による主体的な維持管理を推進する。			方向性	
	内容	①分譲マンション管理適正化推進計画の策定を行う。 ②分譲マンションの実態調査を実施する。 ③分譲マンション管理計画の認定事務を行う。 ④助言、指導及び勧告を行う。（R4から制度開始） ⑤分譲マンション相談会や分譲マンションセミナーを開催する。			R4	拡充
					R5	継続
					R6	継続
R7					継続	
				R8	継続	
13	事業名	5-3-6	市営住宅長寿命化計画	担当課	建築課	
	目的	安全で安心な住まいを長期間にわたって確保するため、維持管理費の削減や事業量の平準化を行い、適切な管理・運営を行う。			方向性	
	内容	①長寿命化を図るため、予防保全的な観点から、補助金を活用し、外壁改修、屋上防水及び配管改修などの改修工事を実施する。 ②現計画は令和5年度までとなっているため、次期計画策定について検討を進めていく。			R4	継続
					R5	完了
					R6	
R7						
				R8		

1 施策の概要

1	施策	5-4	時代の変化に対応した官民連携による都市づくりを推進する
2	対応するSDGs	  	
3	施策の方向性		将来にわたって住み続けたい、さらに活力ある都市として成長・発展させていくという視点から都市構造を捉え、生活を支える都市機能を維持・向上させるとともに、中心部における魅力ある地域、拠点への再生、北部地域をはじめとする豊かな文化、自然資源等をいかし効果を高める取組などにより、これからの時代を先導する活力あるまちづくりを進めます。また、まちづくりに関する知識の普及、情報の提供、まちづくり活動への支援を継続して進め、住民主体のまちづくりの促進に努めるだけでなく、民間事業者と協力して進める新しいまちづくりについても検討、推進し、本市の魅力と活力を発信していきます。
4	取組	5-4-1	生活を支える拠点・ネットワークの整備・充実
		5-4-2	魅力ある中心市街地（市民会館跡地エリア・駅周辺等）の整備
		5-4-3	J R・阪急総持寺駅をいかした都市づくり
		5-4-4	北部地域の魅力向上
		5-4-5	官民連携によるまちづくりの推進


2 新規・拡充事業等

1	事業名	5-4-1	阪急茨木駅西口駅前周辺整備事業	担当課	
	目的	市の玄関口である西口駅前周辺において、賑わいや交通利便性の向上、景観形成も含めた歩きたくなる快適な空間や多くの市民が集える空間の創出を図り、魅力あるまちづくりの実現を図る。		市街地新生課	
	内容	市の玄関口である駅前周辺の利便性の向上を図るため、交通課題の解消に向けて検討を行い、西口駅前周辺の魅力あるまちづくりの実現を目指した取組みを行う。		方向性	
				R4	継続
				R5	継続
R6				継続	
				R7	継続
				R8	継続
2	事業名	5-4-1	J R茨木駅西口駅前周辺整備事業	担当課	
	目的	市の玄関口である西口駅前周辺において、交通結節点の機能強化とともに、多くの市民が集える空間として、活性化を図り、魅力あるまちづくりの実現を図る。		市街地新生課	
	内容	まちづくりビジョンの実現に向け、実現すべき具体的な内容をまとめた基本計画（案）を策定する。策定にあたり、庁内調整や専門家の知見を踏まえ、権利者・市民・民間事業者等多様な主体と連携・共有を図りながら進めていく。		方向性	
				R4	継続
				R5	継続
R6				継続	
				R7	継続
				R8	継続
3	事業名	5-4-2	市民会館跡地エリア整備事業（ソフト）	担当課	
	目的	新施設オープン後の活動に繋げる社会実験など、さまざまな「参加」の機会を設けることにより、将来的なマネジメント体制の構築に向け検討を進める。また、新施設のオープンに向けたプレ事業や、開館記念式典の実施に向け、内容を検討する。		市民会館跡地活用推進課	
	内容	①新施設及び芝生広場での活動を見越したIBALAB@広場での社会実験等の実施及び人や活動をつなぐコーディネート機能の検討を行う。 ②プレ事業、開館記念式典及びホールこけら落とし公演について検討し、実施する。 ③開館に向けての機運醸成を図るための周知に関する取組みを行う。		方向性	
				R4	拡充
				R5	継続
R6				完了	
				R7	
				R8	

4	事業名	5-4-2	茨木市中心市街地活性化基本計画事業実施支援事業	担当課	市街地新生課	
	目的	茨木市中心市街地活性化基本計画に記載した主たる事業を担うまちづくり会社の事業実施等を支援することにより、本市中心市街地の活性化を図る。			方向性	
	内容	計画期間中は、定期フォローアップの結果に基づき、茨木市中心市街地活性化協議会と連携して、必要に応じて事業の見直しを行うなど、目標達成に向け取り組む。			R4	継続
					R5	継続
					R6	継続
R7					継続	
				R8	継続	
5	事業名	5-4-2	茨木市中心市街地活性化基本計画管理事業	担当課	市街地新生課	
	目的	本市中心市街地の活性化に向け策定する基本計画記載の事業実施による効果等の検証を行い、後年度事業への施策展開を図る。			方向性	
	内容	コロナ禍における新しい生活様式の広がりに対応しつつ、計画掲載事業の早期実施に向けた関係者との調整、手法の検討、スケジュールの見直し等円滑な事業実施のための支援を行う。			R4	継続
					R5	継続
					R6	継続
R7					継続	
				R8	継続	
6	事業名	5-4-2	市民会館跡地エリア周辺の歩道整備	担当課	道路課	
	目的	市民会館跡地エリアにおける統一的なデザインによる歩道の整備と歩道機能の充実を図るため、新施設東側・南側の歩道改修を行う。			方向性	
	内容	新施設東側・南側歩道の令和5年度完成を目指し、各種の業務を実施する。			R4	継続
					R5	完了
					R6	
R7						
				R8		
7	事業名	5-4-3	JR総持寺駅周辺整備事業	担当課	道路課	
	目的	JR総持寺駅の開業を受け、利用者の交通利便性の向上と都市機能の充実・強化を図るため、駅前周辺道路等の整備を行う。			方向性	
	内容	庄中央線と総持寺駅前線の整備を進める。			R4	継続
					R5	継続
					R6	継続
R7					完了	
				R8		
8	事業名	5-4-3	阪急総持寺駅西口駅前交通広場整備事業	担当課	道路課	
	目的	平成30年春に開業したJR総持寺駅の整備効果をより活かすため、阪急総持寺駅西口に駅前交通広場を整備することにより、総持寺地域の交通利便性の向上と都市機能の充実・強化を図る。			方向性	
	内容	価格提示に必要となる物件調査を実施し、地権者との交渉を進める。			R4	継続
					R5	継続
					R6	継続
R7					継続	
				R8	継続	
9	事業名	5-4-4	安威川ダム周辺整備事業	担当課	北部整備推進課	
	目的	ダム完成後の周辺の魅力向上につながる整備を実施するための取り組みを進める。			方向性	
	内容	①安威川ダム周辺整備事業に係る用地買収と施設整備を行う。 ②事業提案区域以外についても市内外からの集客を図るため追加の整備を検討する。 ③公園施設については段階的に開設する。 ④北部地域を活性化させる関係人口を増やすためワークショップでのアイデアに基づく社会実験などを通して事前プロモーションを行いエリアマネジメントにつなげる。			R4	拡充
					R5	拡充
					R6	完了
R7						
				R8		

10	事業名	5-4-4	ダムサイト周辺遊歩道等整備事業	担当課	
	目的	水源地域整備計画に基づき、安威川ダム周辺の遊歩道等を整備する		農林課	
				方向性	
	内容	ダムサイト周辺遊歩道の変更実施設計を実施し、引き続き整備工事も施工する。		R4	完了
				R5	
R6					
R7					
				R8	
11	事業名	5-4-5	安威川ダム周辺整備事業	担当課	
	目的	ダム完成後の周辺の魅力向上につながる整備を実施するための取り組みを進める。		北部整備推進課	
				方向性	
	内容	①安威川ダム周辺整備事業に係る用地買収と施設整備を行う。 ②事業提案区域以外についても市内外からの集客を図るため追加の整備を検討する。 ③公園施設については段階的に開設する。 ④北部地域を活性化させる関係人口を増やすためワークショップでのアイデアに基づく社会実験などを通して事前プロモーションを行いエリアマネジメントにつなげる。		R4	拡充
				R5	拡充
				R6	完了
R7					
				R8	

1 施策の概要

1	施策	5-5	暮らしと産業を支える交通を充実させる
2	対応するSDGs		
3	施策の方向性	国土軸に位置する優位性をさらにかき立てるとともに、平成25年度に策定した総合交通戦略に基づき、「住みやすい・移動しやすい」まちづくりのため、道路ネットワークの充実と強化、公共交通の利用促進や歩行者・自転車空間の安全性の向上等の総合的な交通施策を進めます。	
4	取組	5-5-1	公共交通の維持・充実
		5-5-2	道路整備の推進
		5-5-3	駐車場・駐輪場の充実
		5-5-4	歩行者、自転車利用環境の整備
		5-5-5	交通安全対策の推進

2 新規・拡充事業等

1	事業名	5-5-1	総合交通戦略事業	担当課		
	目的	本市にふさわしい交通のあり方の実現に向け、市民、交通事業者、関係機関など多様な主体との協働により、計画的に交通施策を推進する。			交通政策課	
	内容	①計画の見直しに向けた基礎調査を行う。 ②計画の見直しを行う。 ③計画の進行管理を行う。			方向性	
					R4	拡充
					R5	拡充
R6					縮小	
				R7	継続	
				R8	継続	
2	事業名	5-5-1	公共交通対策事業（ソフト）	担当課		
	目的	持続可能な公共交通サービスを確保するため、積極的な利用を促すとともに、社会実験を行いながら、地域の実情に合った交通手段を検討する。			交通政策課	
	内容	①山間部のバス路線運行に補助金を交付する。			方向性	
					R4	継続
					R5	継続
R6					継続	
				R7	継続	
				R8	継続	
3	事業名	5-5-1	公共交通対策事業（ハード）	担当課		
	目的	持続可能な公共交通サービスを確保するため、鉄道利用者の安全確保を目的に、鉄道駅における可動式ホーム柵等の整備を促進する。			交通政策課	
	内容	①鉄道駅可動式ホーム柵整備に対する補助金を交付する。 ②鉄道事業者へ整備促進を働きかける。			方向性	
					R4	拡充
					R5	縮小
R6					継続	
				R7	継続	
				R8	継続	

4	事業名	5-5-2	新名神周辺道路整備事業	担当課	
	目的	新名神周辺道路の供用開始に伴い通過交通が増加したため、新名神関連事業として市道の拡幅を行い、歩行者・車両等の安全を確保する。		道路課	
				方向性	
	内容	泉原千提寺線の整備に向け、地権者との交渉を進める。		R4	継続
				R5	継続
R6				継続	
R7				完了	
R8					
5	事業名	5-5-2	道路新設・改良事業（補助分）	担当課	
	目的	歩行者、自転車等の通行の安全や渋滞の解消等、円滑で快適な交通の流れを確保するため、国からの補助採択を受けて、用地買収、歩道整備や車道の拡幅及び交差点改良を行う。		道路課	
				方向性	
	内容	宿久庄二丁目安威一丁目線について、価格提示に必要となる物件調査を実施し、地権者との交渉を進める。		R4	継続
				R5	継続
R6				継続	
R7				継続	
R8	継続				
6	事業名	5-5-2	道路新設改良事業（単独分）	担当課	
	目的	歩行者、自転車等の通行の安全や渋滞の解消等、円滑で快適な交通の流れを確保するため、市の単独事業として、現道に沿って歩道及び車道の拡幅整備を行う。		道路課	
				方向性	
	内容	新庄町沢良宜東線や駅前一丁目学園南線等の整備を進める。		R4	継続
				R5	完了
R6					
R7					
R8					
7	事業名	5-5-2	駅前太中線整備事業（2工区）	担当課	
	目的	市内を南北に結ぶ駅前太中線の内、茨木駅前線から茨木鮎川線までの区間を整備する事で、市街地中心部の交通の円滑化と歩行者等の安全確保を図る。併せて跡地エリア新施設の建設に伴い、一部がシェアードスペースとなる市役所前線の機能復旧を図る。		道路課	
				方向性	
	内容	駅前太中線（2工区）の用地買収を進め、実施可能な箇所より文化財調査や道路整備工事を進める。		R4	継続
				R5	継続
R6				継続	
R7				継続	
R8	縮小				
8	事業名	5-5-2	駅前太中線整備事業（4工区）	担当課	
	目的	市内を南北に結ぶ駅前太中線の内、天王一丁目から丑寅二丁目までの区間を整備する事で、市域南西部の渋滞緩和と、市街地中心部への交通の円滑化と歩行者等の安全確保を図る。		道路課	
				方向性	
	内容	駅前太中線（4工区）の線形決定等を進め、整備に必要な各種の協議等を進める。		R4	継続
				R5	継続
R6				継続	
R7				継続	
R8	継続				
9	事業名	5-5-2	橋梁新設改良事業	担当課	
	目的	橋梁耐震診断の結果をもとに、補強・補修をすることにより、地震発生時における安全を確保するとともに、老朽化橋梁の架け替えや改良を実施する。		道路課	
				方向性	
	内容	あけぼの橋上部工の工事を進める。		R4	継続
				R5	継続
R6				継続	
R7				完了	
R8					

10	事業名	5-5-2	橋梁維持事業	担当課	道路課
	目的	本市管理橋梁について、橋梁を常に健全な状態に保つことで、歩行者及び車両の通行の安全を確保するとともに、予防保全による計画的修繕（長寿命化修繕）の実施により、コストの縮減を図る。		方向性	
	内容	市管理橋梁の定期点検を実施し、補修が必要な橋梁について設計委託を行う。		R4	継続
				R5	継続
				R6	継続
R7				継続	
R8	継続				
11	事業名	5-5-2	道路維持事業	担当課	道路課
	目的	現状道路の維持管理を適切に実施するため、道路構造物の整備を推進するもの。		方向性	
	内容	老朽化した側溝や擁壁、ブロック積み等といった道路構造物の更新を進める。		R4	継続
				R5	継続
				R6	継続
R7				継続	
R8	継続				
12	事業名	5-5-2	道路舗装事業	担当課	道路課
	目的	路面性状調査の結果に、音付き、計画的に舗装の打ち替え等を行うもの。		方向性	
	内容	老朽化した舗装の更新を進める。		R4	継続
				R5	継続
				R6	継続
R7				継続	
R8	継続				
13	事業名	5-5-2	道路簡易舗装事業	担当課	道路課
	目的	現地調査の結果、必要となった舗装の打ち替え等を行うもの。		方向性	
	内容	老朽化した舗装の更新を進める。		R4	継続
				R5	継続
				R6	継続
R7				継続	
R8	継続				
14	事業名	5-5-3	阪急茨木市駅周辺駐車場再編事業	担当課	交通政策課
	目的	①阪急茨木市駅周辺の事業により不足する駐車台数を確保する。		方向性	
	内容	①阪急茨木北口駐車場の改築及び受入れ車種の再編を行う。 ②駐車場毎の受入れ車種の見直し及び改修を行う。 ③民間駐車場への誘導等を行う。		R4	新規
				R5	継続
				R6	継続
R7				継続	
R8	完了				
15	事業名	5-5-3	J R 茨木駅周辺駐車場再編事業	担当課	交通政策課
	目的	① J R 茨木駅周辺駐車場の効率的な運用を図るため、駐車場毎の一時・定期割合や受入れ車種の見直しを行う。 ②維持管理の経費節減を図る。		方向性	
	内容	① J R 茨木駅前周辺駐車場の再編を行う。		R4	新規
				R5	継続
				R6	継続
R7				継続	
R8	完了				

16	事業名	5-5-4	歩行者・自転車利用環境整備事業（ソフト）	担当課				
	目的	自転車のみならず歩行者や自動車を含めた交通事故を減らすため、自転車利用のルール周知、マナー向上、危機管理意識の向上の徹底や、交通違反に対する指導・取締の強化などの取組を進める。			交通政策課			
	内容	①交通安全教室を実施する。（5-5-5の再掲） ②自転車利用環境整備計画の見直しを行う。			方向性			
					R4	継続		
					R5	継続		
R6					拡充			
R7	縮小							
R8	継続							
17	事業名	5-5-4	自転車利用環境整備事業	担当課				
	目的	安全で快適な自転車利用環境の実現を目的に自転車利用環境整備計画に基づいた整備を行う。			道路課			
	内容	自転車レーンの整備を推進する。			方向性			
					R4	継続		
					R5	継続		
R6					継続			
R7	継続							
R8	継続							
18	事業名	5-5-5	交通安全対策事業	担当課				
	目的	交通事故を防止し迷惑駐車をなくすとともに、交通安全教室の実施により市民の意識啓発を図る。			交通政策課			
	内容	①交通安全教室を実施する。 ②「交通事故をなくす運動」茨木市推進本部の活動を行う。 ③高齢者の運転免許自主返納を支援する。 ④違法駐車の防止活動を行う。			方向性			
					R4	継続		
					R5	継続		
R6					継続			
R7	継続							
R8	継続							
19	事業名	5-5-5	歩道設置事業	担当課				
	目的	歩行者等の安全確保やバリアフリー化を推進するため、通学路になっている市道において歩道を整備するとともに、歩道の段差解消や改良を行う。			道路課			
	内容	田中町西河原線や松下町西穂積線の歩道設置工事を推進するほか、通学路カラー舗装工事や各種のバリアフリー工事等を実施する。			方向性			
					R4	継続		
					R5	継続		
R6					継続			
R7	継続							
R8	継続							
20	事業名	5-5-5	交通安全施設整備事業	担当課				
	目的	道路の安全性向上を図るため、市道及び市管理道路において安全施設（カーブミラー、横断防止柵、ガードレール、車止め等）を整備する。			道路課			
	内容	市内の交通安全施設の新設や更新作業を推進する。			方向性			
					R4	継続		
					R5	継続		
R6					継続			
R7	継続							
R8	継続							